八尾市時報

発行所 八尾市役所
編集兼発行人 三上 幸寿
印刷所 秀文社
毎月2回（5日20日）発行
発行部数 23000
定価 1部5円

八月臨時市会終る

都市計画税の新設

追加予算 六六五一万八千円

八月臨時市会は去る八日開会、市税条例中一部改正（都市計画税の創設）の件外二十三議案が上提され、審議の結果「財産取得管理及び処分条例一部改正の件」は撤回、「契約条例中一部改正の件」は一部修正、その他議案は原案通り可決された。

なお今回可決された追加予算は六六五一万八千円（一般会計）で、又地方自治法の改正に伴い、これまで九つの市議会常任委員会は新条例制定により四つとなり、最終十三日の本会議において役員など決定した。可決された議案の主なるものは左の通り。

財産取得の件
本案は市民に低廉な価格で住宅地を分譲し、社会福祉の増進のため山本住宅団地として左記の不動産を取得せんとするものである。
一、表示 大字中野一番地外九筆
一、取得坪数 三一一六坪（田）
一、取得価額 八一一万一千六百円

請負契約締結の専決処分承認の件
本案は契約締結に急を要したため法の規定により市長において専決処分を行ったので今議会に報告承認を求めたものである。
一、工事名
市立病院病棟新築工事（病棟、渡廊下、ポンプ室）
一、契約金額 六九八万円
一、着工期日 31年4月23日
一、竣工期限 31年8月3日

市有財産処分の専決承認の件
本案は標記財産処分に当り売買契約の締結に急を要したため法の規定により市長が専決処分を行ったので承認を求めたものである。
一、表示 大字西郷六三四 木造瓦葺二階建（一棟）
一、売渡先 三和銀行
一、売渡代金 二五〇万円

建物譲渡契約締結の件
本案は市立病院看護婦宿舎を建設するに当り、市財政の都合により住宅公団法による日本住宅公団より宿舎の譲渡を受けんとして提案したものである。
一、表示 大字太子堂一二三 円筒型宿舎鉄筋コンクリート三階建（一棟）
一、金額 二二五一万七九七九円
一、契約期日及び工事着手予定日 昭和31年8月20日

監査委員を選任するについて同意を求める件
本案は監査委員のうち学識経験者の中から選任されている平岡末吉氏が任期満了となったので、その後任者の選任のため議会の同意を求めたものであり、次の如く同意と決定した。
住所 大字願証寺四ノ一
氏名 石田 善硯
職業 会社社長

固定資産評価審査委員会の委員を選任するについて同意を求める件
本案は昨年四月の合併に伴い、標記委員会の事務を円滑に処理するため委員二名を五名に増加する必要があり提案されたもので、次の両氏が同意と決定した。
氏名 清水 駒吉
住所 大字神立四一二
職業 農業
氏名 畑中清太郎
住所 大字恩智一二一四
職業 会社社長

国民健康保険運営協議会の委員を選任するについて同意を求める件
本案は規定により委員の半数を改選するに当り、議会の同意を求めるため提案されたもので次の諸氏が同意と決定した。
一、規約第四条第一号委員
住所 大字恩智
氏名 中島卯三郎（再任）
職業 農業
住所 大字神立四四七
氏名 辻井節蔵（再任）
職業 農業
一、規約第四条第二号委員
住所 青屋市打出縄手塚七一
氏名 林秀雄
職業 医師
一、規約第四条第三号委員
住所 大字恩智一二〇八
氏名 畑中正一（再任）
職業 会社社長

市議会定例会の回数を定める条例制定の件
本案は地方自治法の改正により条例で定める必要があるので提案されたもので
定例会 年四回
と決定し本年九月一日から施行される事となった。

市議会委員名簿

（八月十三日現在）

◎委員長 ○副委員長

常任委員会

総務委員会（九名）
◎松村富蔵、○市場清三、谷口安吉、日吉政男、小池十太郎、斎藤俊一、羽多野与久、磯山恵次郎、阿尾彰

文教民生委員会（九名）
◎中西喜三郎、○山田千代三、浜田昌雄、橋本徳松、貴島正男、田中恒太郎、森山歳太郎、田代八郎治、黒川竹松、北村磐蔵、長沢豊二

建設委員会（九名）
◎中西政太郎、○当内富三郎、御内幸次郎、植田藤三郎、畑中正一、山野啓太郎、高橋卯之助、東口光蔵、木田梅吉

商工衛生委員会
◎小林弥毅、○衣田千代三、金井三次郎、樋口義三、中谷浅吉、島野寅次郎、和田一二

市議会議員中より選出の教育委員
樋口義三

市会議員中より選出されたる監査委員
日吉政男
谷口安吉、小池十太郎

臨時出納検査立会議員
中谷浅吉、高橋卯之助

大阪府都市計画地方審議会委員
畑中正一、東口光蔵、御内幸次郎、山野啓太郎、木田梅吉
植田藤三郎

市会議員中より選出の八尾市民生委員推薦会委員
田代八郎治、北村磐蔵

国民健康保険運営協議会委員
畑中正一、斎藤俊一、小林弥毅

八尾伝染病院組合議会議員
橋本徳松、島野寅次郎
貝塚、吹田、岸和田、八尾市競馬組合議会議員
谷口安吉、小池十太郎

大阪府都市競艇組合議会議員
小池十次郎

市会議員中より選出の八尾市民生委員推薦会委員
田代八郎治、北村磐蔵

国民健康保険運営協議会委員
畑中正一、斎藤俊一、小林弥毅

常任委員会四つになる

市議会委員会条例制定の件
本案は今回地方自治法の改正により従来の常任、特別委員会条例を廃止して、新たに法により委員会条例を制定する必要が生じたので提案されたもので、別掲の通り新役員が決定した。
市議会委員会条例（抄）
第一条 本市議会に左の常任委員会を置きその部門に属する事務に関する調査を行い議案、請願陳情等を審査する。
総務委員会
建設委員会
文教、民生委員会
商工、衛生委員会
第二条 前条委員会の委員の定数は、各委員会共九名とする。但し、市議会の議決により適宜増減することができる。
第三条 常任委員会の担任する事項は、左の通りとする。
一、総務委員会
1 秘書課所管に属する事項
2 総務課 〃
3 財産管理課 〃
4 税務課 〃
5 徴税課 〃
6 会計課 〃
7 戸籍課 〃
8 消防署 〃
一、建設委員会
1 土木課所管に属する事項
2 経済課 〃
3 水道事業所 〃
一、文教、民生委員会
1 教育委員会所管に属する事項
2 福祉事務所 〃
一、商工、衛生委員会
1 商工課所管に属する事項
2 衛生課 〃
3 市立病院 〃
第四条 特別委員会は特定の事件を審査させるため、必要ある場合において本市議会の議決によりこれを置くものとする。
第五条 特別委員会の委員の定数は、議長が議会に諮ってこれを定める。
第六条 委員会に委員長及び副委員長を置き、議会がこれを選任する。
2 特別委員会の委員長及び副委員長は、特別委員がこれを互選する。

事務分掌条例中一部改正の件
本案は商工会館の閉鎖に伴い、商工課を設置するについて改正する必要があり提案されたもので審議の結果、現行事務分掌の中に新たに商工課が加えられた。主なる事務内容は次の通り。
一 商工業の渉励振興に関すること。
二 商工相談に関すること。
三 商工金融に関すること。
四 商工業の調査に関すること。
五 度量衡に関すること。

市税条例中一部改正の件
本案は地方税法の改正に伴い、当市の市税条例が改正されたものである。
八尾市市税条例中改正条例（抄）
第二章の次に次の一章を加える。
第三章 目的税
第一節 都市計画税
（都市計画税の課税客体）
第百十三条 都市計画税は法第七百一条の規定に基いて都市計画法（大正八年法律第三十六号）第二条の規定により決定された都市計画区域内に所在する土地及び家屋に対し、当該土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格を課税標準として当該土地又は家屋の所有者に課する。
（都市計画税の税率）
第百十四条 都市計画税の税率は百分の〇・二とする。
（都市計画税の納期）
第百十五条 都市計画税の納期は左のとおりとする。
第一期 四月一日から同月二十五日まで
第二期 七月一日から同月二十五日まで
第三期 九月一日から同月二十五日まで
第四期 十二月一日から同月二十五日まで
2 納期の末日が休日に当るときは、その翌日を納期限とする。
3 市長は、特に必要と認めるときは、第一項の規定にかかわらず別に納期を定めることができる。
（都市計画税の賦課徴収）
第百十六条 都市計画税の賦課徴収は、固定資産税の賦課徴収の例によるものとし、固定資産税の賦課徴収とあわせて賦課し及び徴収する。
2 市長は、前項の規定により賦課徴収することができないと認める特別の事情があるときは、この限りでない。
附 則
1 この条例は公布の日から施行する。
2 （略）
3 （略）
4 昭和三十一年度の都市計画税に限り、納期は、第百十五条の規定にかかわらず左の通りとする。
第一期 九月一日から同月二十五日まで
第二期 十二月一日から同月二十五日まで

契約条例中一部改正の件
本案は地方自治法の改正により契約締結中、議会の議決を必要とするものは条例で定める「重要な」ものに限るとされ、又、これらの議決で出席議員の三分の二以上の者の同意を要するものは条例で定める「特に重要な」ものに限られたので、経済事情の推移もあわせて考慮し提案されたものであるが、審議の結果一部修正され可決された。（改正条例略）

印鑑条例制定の件
本案は現行条例制定以来、社会状勢の変遷に伴い、事務上妥当性を欠く点があり、これが適正化を計るため提案されたものである。（印鑑条例略）

消防団条例中一部改正の件
本案は自治法の改正により、従来の手当を整理し報酬及び費用弁償の規定を明確にする必要があるので提案されたものであり、今回次の通り支給されることとなった。
団長 年額 一三、〇〇〇円
副団長 〃 七、〇〇〇円
分団長 〃 四、六〇〇円
団員 〃 一、〇〇〇円
（改正条例略）

一般会計追加更正予算の件
本追加予算は❶都市計画税の新設に伴い、これを財源とした都市計画事業及び臨時就労都市事業並びに前年度繰越事業の計上と、❷蹴輪事業収入の確定により教育事業費及び滑友学園賃収に要する経費の追加計上されたもので、又❸土地改良事業等補助事業、或は特定財源の確定した事業の早期完成を計るため又自治法改正に伴う予算の組替と必要経費の予算の補正がなされたものである。今回追加された予算は六千六百五十一万八千六百五十六円で前回までの累計は四億三千九百七十六万一千一円となった。

特別会計病院事業費追加の件
当初予算において病院利用率九三%、一日入院患者数一七三人の見込数により事業収入を計上したのであるが入院実績が増加したのと手術料が上廻ってきたので今回百十七万八千二百七十円が計上された。歳出の主なるものは日本住宅公団の特定分譲住宅を譲渡契約し看護婦宿舎新築のための必要な設計料五十万円、職員厚助会補助金の追加分として約六十七万円が支出される。

国保特別会計追加予算の件
本予算は施設勘定第二類に新設の高安診療所費の費用が追加されたもので、予算は百二十六万三千六百円である。

特別会計競輪事業費追加予算
去る七月一日より六日間開催の当市主催住之江競輪において当初予算に計上せる売上高が上廻ったので今回追加されたもので、追加額は二千七十三万三千四百五十二円でこれにより全予算は一億四千一百八十三万八千八百二十円となった。このうち一千三百万円が一般会計（教育事業費）へ繰出される。

定産固資 価格の1000分の2

都市計画税…新市域は明年から

今回の地方税法の改正により、都市計画税を目的税として課することができることになり、本市においては去る八月十二日の臨時市会で本年より課税することが可決されました。

課税対象と税率
この税金は一月一日現在の都市計画区域内（本年は旧八尾市）に所在する土地、家屋の所有者を納税義務者とし税率は固定資産税の課税標準額の千分の二です
例えば土地、家屋の課税標準額が十万円の場合は税額は二百円で年四回に分けて固定資産税と共に課税徴収されます。但し本年は二回に分け百円ずつ別個に九月と十二月に納税していただくことになります

都計税の用途
この新しい都市計画税は他の税と違って、その収入は都市計画事業又は土地区画整理事業にのみ使用され、これ以外に使用することは許されないという制限があります。それでは都市計画事業とはどんなものでしょうか。いうまでもなく道路の新設、舗装、整備、土地区画整理、河川の整備又は公園広場、緑地の設置等です。

新設された理由
もちろん、今度の都市計画税ができるまでにも、市としてはこれら都市計画事業を行ってきましたしかしこれらはいづれも相当多額の事業ばかりですので、その大半が国、府からの補助金や、市債（借金）に、市民税や固定資産税等の一部を加えて行ってきました。ところが最近は何処の市も財政が乏しく、その上、教育その他の重要な事業も増大し、都市計画事業に充当する額もたんだん少くなってきました。反面、都市計画事業の必要性は、言うまでもなく市の発展の基礎であり、当市の場合益々その事業は大きくなっていますけれども、この収入と一般財源を基準として、つまり従来より大きな自己財源を基準として、これに見合う補助金、起債等を加え、より良い八尾市の建設が行われるわけです。より便利な八尾市建設の目標達成に市民の皆様の絶大なるご協力をお願いします。

住みよい街に
都市計画事業の推進は、一日早ければそれだけ早く、市がより立派に、より便利に、より住み良くなって行き、それは市民全体の大きな利益となることは云うまでもありません。即ち今度新しく都市計画税を課することとなり、この収入と一般財源を基準として、つまり従来より大きな自己財源を基準として、これに見合う補助金、起債等を加え、より良い八尾市の建設が行われるわけです。より便利な八尾市建設の目標達成に市民の皆様の絶大なるご協力をお願いします。

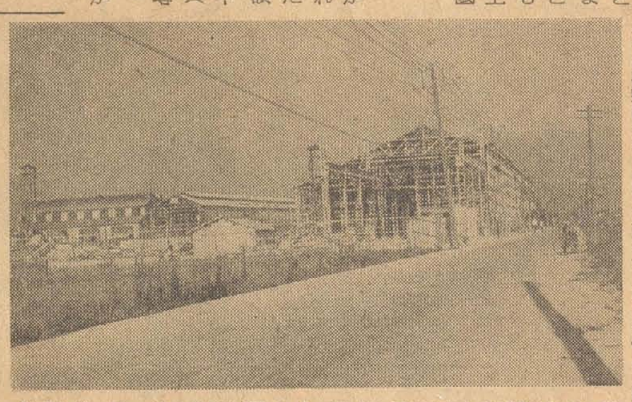

こんな美しい道路の舗装が都計税により全市に建設されます。

道路舗装に「新鋭ローラー」

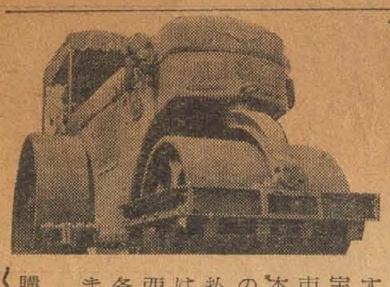

このほど土木課では、マダカム型ロード・ローラーを購入、これは主として道路舗装用に使用するもので、九月から「近鉄久宝寺口駅前」道路の舗装工事で市民の皆様にお目見得します。本機の購入により、今後は市道の舗装工事になお一層の努力を払い、前記工事に引続き本年度は「八尾御坊前」「国鉄八尾駅西側」「八尾―八尾停車場線」各道路の一部舗装を計画しています。
全長四米六六糎、重量八屯、購入価格は一五一万五千円。

タバコ買うなら市内の店で
バット一つも他市では買わず
コれで市に入る二千万円
ハしたのものでも積つた金が
ヤ尾の市民のためとなる
オくさん貴女のお心がけで
デる時渡そう市内のタバコ

明るい八尾市の建設に

納税貯蓄組合を作ろう

目立つ各地設立の動き

昭和二十六年に納税貯蓄組合法が制定せられて以来、各地に納税貯蓄組合の設立を奨励して参りましたが、最近その設立が特に目立つて多くなつてきましたので、その二、三をとりあげ、まだ設立されていない地区の参考といたしましよう。

一、最近設立された組合の特長

南高安婦人会の場合

この組合は新生活運動の主旨実践の一端として、南高安地区全戸加入を目標に農協婦人会の方々が熱心に検討し、一戸々々加入を奨励され、又従来この地区にあつた南高安商工会納税組合との合併もめでたく成立し、去る七月二十二日南高安公民館で総会を開催設立したもので、当日一日で農協への納税貯金通帳は四百数十通に及び全戸加入の目標達成も目近です。

服部川地区の場合

納税貯蓄組合を設立することによつて、今までともすれば一部に不参加のできた婦人会を全部落加入し、より一層の団結を計るため月々の婦人会費を廃止し「納税は先づ奥さんの心がけ」という納税標語の実践に乗りだされたもので暑い中を役員さんが度々事務連絡や集金にまわり、組合拡張に活躍されています。

日雇労務者の場合

名称からでも分るように当市の日雇労務者ばかりで結成されたもので、当市に就労した日の賃金の中から毎日十円、二十円と確実に貯金し、その通帳を税務課で保管、月一回本人に手渡して、今書が来ると税務課に提出納税するもので、これを確実に実行すると市民税の均等割程度の税金は知らない間に納められ、なお相当程度の貯金が出来ると評判も良く全労務者の加入も近い将来達成できそうです。

以上は最近結成された組合の一部の例ですが、これらの外、目下結成準備中のところから説明会の問合せ等も次々ときています。

二、何故納税組合が設立されるか

それでは何故このように市が納税組合設立を奨励し又次々設立されて行くのでしようか。いままでもなく市税は我々の住むこの八尾市の事業に直接使用されます。

我々の納める税金はその全部が直接市の公共事業に使用されるのが望ましいので、少しでも無駄な面に使用されてはならないのです。ところが戦後市税は毎年集金することが習慣となつてしまつたのですが、これがもし、全納税者が納期内に徴口へ納付したらどれだけ大きな無駄と経費が浮くことになるでしようか。又、納期限より遅れた場合、市は納期内に納まるものとしてあらゆる事業を計画しているのですから、その不足分を銀行等から多額の金利を支払つて借入をしなければなりません。この金利は又大きな無駄な経費です。お互がちよつとした協力でこのような無駄をはぶくことができ、それだけ我々に有形無形の形で還元される事業、住みよい八尾市建設に使用されてゆくのです。この外納税を一度に各期に支払うことは誰しも苦しい。そこで毎日貯金、或は週掛け、十日掛け、月掛け等で、いづれは納めねばならない税金である以上、少しでも苦しみを少く納めようというのが納税貯蓄組合の奨励であり、結成を見るゆえんでありましよう。

以上をいいかえると納税貯蓄組合の結成は、市民各位の市政への大きなご理解、ご協力の賜であると感謝している次第でありまして、この考え方をこのままにせず、より拡大し、より多く設置されることを奨励するわけであります。「みんなの力で伸びゆく八尾市」「納税は先づ奥さんの心がけ」「あの道もこの学校も市税から」なお納税組合の設立についてのご相談は近くの出張所又は税務課税政係で行つております。

地代家賃統制令の改正

去る七月一日から地代家賃統制令の一部が改正されました。

一、土地家屋について改良工事または、大修繕と認められる工事がなされたとき、府県知事に増額の認可を申請できます。

大修繕とは基礎、柱、はり、屋根など建築構造上重要な部分の修繕をし、この費用が坪当り二千円以上かかつた場合で、府知事の認可によつて修繕費の二%に当る額だけ毎月の家賃を高くできます。

二、延べ面積三十坪を越える住宅及びその敷地は統制を解除されました。又、併用住宅で商売、事業のために店の間として七坪以上使つている家もその敷地と共に統制を解除されました。

三、税法改正により新しく都市計画税がかかる地域（本年は旧八尾市内）は都市計画税の十二分の一の額を毎月の公定地代、家賃に加算することができます。

ただし本年度は九月に課税される関係上、都市計画税の七分の一を九月分から公定地代、家賃に加算できます。

8月25日 午後6時

名人演芸会

於山本球場

このたび姫路市においては戦没しとの募金を決議、左記により名人演芸大会を実施することになりました。市民の皆様、この催しに多数お出で下さいますよう案内いたします。

場所　近鉄山本球場
漫才、ミスワカナ　玉松一郎
浪曲　梅中軒鶯童、その他
腹話術、漫才、魔奇術、歌謡曲
入場料、前売大人八〇円（小人五〇円）
当日　大人一〇〇円
◎雨天のときは八尾小学校講堂
◎遠方の方にバスの便あり。
日時　八月二十五日午後六時

このたび姫路市においては戦没塔の建設が行われております。これは太平洋戦争でなくなられた非戦闘員の、みたまを慰めるため全国の戦災都市連盟が供養と再びこのような戦争をくりかえさないために慰霊塔を建設しようとするものです。当市においてもこの趣旨に賛同

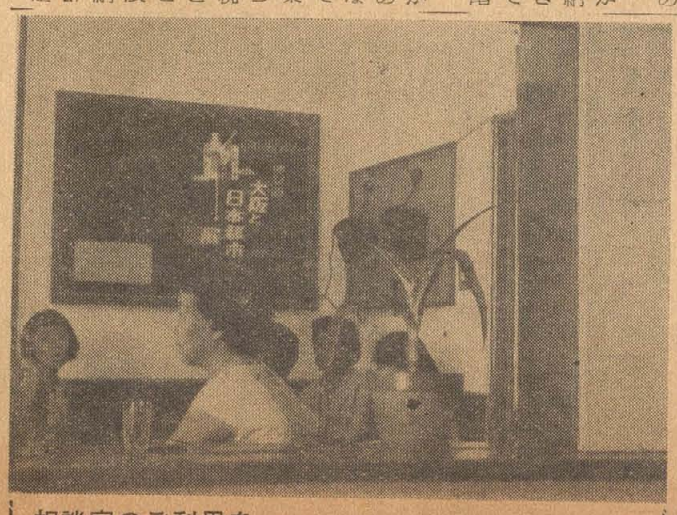

相談室のご利用を　市では庁舎玄関左側の受付を改装して、7月から市民相談室を開設し、市民の声や市政についての簡単な相談を受付けていますが、1日に平均50件を超えるという盛況ぶりで、市民の皆さんに大変喜ばれています。

まずその主なものは、庁舎の案内、電話の利用であり、市に対するいろいろな要望事項、即ち市民の声がこれに続いており、この他事務処理中の待合せ、休憩など広く利用されています。

相談室で受付けた7月1カ月間の各課別市民の声の件数は、広報23、衛生8、水道、経済、福祉各3、計40件となつています。なお市民の皆さんがご来庁の際は、広く相談室をご利用して頂くようお願いします。（広報課）

議会の動き

六月七日　臨時市会＝一部事業組合規約制定の件、ほか四議案議決。

同十一日　四市競馬組合協議会員塚市にて開催＝小池事業委員長出席。

同十二日　農林委員協議会＝本年度農業土木事業計画につき協議

同十三日　事業委員協議会＝四市組合競馬の報告並びに市営競輪開催について協議。

同十四日　厚生委員一行堺市、岸和田市、泉大津市の福祉事務について調査。防犯協議会設置世話人会開催＝正副議長出席。

同十五日　覚醒剤対策連絡協議会阪急ビルにて開催＝和田、田代厚生正副委員長出席。大阪府都市競艇組合協議会泉大津市にて開催＝小池事業委員長出席。

同十六日　地方行政調査特別委員会東京都市会館にて開催＝羽多野議長、奥野事務局長出席。

同十九日　財政、商工合同協議会＝商工会館売渡について審議。

同二十二日　地方自治法改正の講演会＝議員、助役、収入役、各課長、係長受講（講師、大阪市大教授原竜之助氏）

同二十六日　府下市議会事務局長会当市にて開催＝役員改選、自治法改正につき協議。大阪都市競艇組合協議会任之江にて開催＝小池事業委員長出席。

同二十七日　中部七市議長会河内長野市にて開催＝羽多野、金井正副議長出席＝地方自治法改正についての機構改革など協議。

同二十八日　全員協議会＝財産取得並びに売却について協議。

同二十九日　国鉄バス運行促進のため山野交通委員長、奥野局長古藤助役、三上広報課長臨運局自動車部を訪問。

火災届など受付ます

山本（消防）出張所

消防署では今まで消防関係の届出の総てを本署で取扱つていましたが、今月から山本、南高安、高安地区並びに曙川地区の刑部、都塚、柏村地区の皆さんのご便宜をはかり、次の願届を消防署山本出張所（市役所山本出張所の南側）で受付ますからご利用下さい。

❶火災とまぎらわしい煙、又は煙気を出す場合の届
❷露店の開設、路上の工事、荷物の搬出、橋梁工事等で消防隊の活動を困難とする場合の届
❸危険物の小量取扱場の設置または廃止変更する時の届
❹防火責任者届（学校、工場、興業場、百貨店、危険物製造所、貯蔵所、取扱所の所有者管理者は防火責任者を定め、変更したときはその旨消防署に届出なければなりません）
❺火災発生届（消防自動車が出場しないで、小火の内に火災を消火した場合でも三日以内に消防署に届出なければなりません）

保育料九百円に

今まで各保育所の保育料はそれぞれ異つていましたが、このたび各保育所とも一率に一人一カ月九百円に改められ、今年の七月一日から適用されます。また月の中頃に、退所した場合の保育料の還付についてもこのたび定められました。

日頃の準備が大切

台風情報に注意を

暑さも峠を越すにつれて、台風のシーズンが近づいてきました。当市においても、その災害対策については、万全の準備を整えております。

が、市民の皆さんも平素から十分な心構えと準備をして、風水害に限らず、大火、地震等災害に対して、すぐに対処できるよう次の点に注意して下さい。

❶台風情報により自分の住んでいる区域が、危険と思われるときは、通園、通学、不急の外出を見合わせること。
❷通勤者は、交通機関が絶え、帰宅できない時の泊り先、家に残る者の避難先を互に打合せておくこと。
❸家屋の補強をすること。
❹風の吹く方向を知ること。台風の中心が、大阪の西側を北進するときは、南寄りの風が強く、東側を北進するときは、北寄りの風が強く、雨量が多い。又浸水のおそれあるときは家財道具を高所へ上げること。

指導員六十二名を依嘱

八尾市青少年問題協議会

先月は「社会を明るくする運動」の月間でしたが、当市では七月二日、公民館において別掲のとおり各地区より選出の指導員（六十二名）の任命式を行い、今後の青少年の指導に当つて頂くことになりました。最近の少年犯罪は目にあまるものがあり、当市としても青少年をこれらの犯罪から守るため、去る六月に青少年問題協議会を開催、本年度の事業計画を別表のとおり協議決定しました。これらの計画を基にして、実際に各地区でその指導に当つていたゞくのが指導員です。青少年が明るい環境の下に、健に育てられてゆくように市民の皆様のご協力をお願いします。

青少年指導員名

前田一良　角田礼三　高垣弘志　児玉憲良　安藤喜久子　多田操　石井保　光英雄　山口正　田村恭一　筒井毅夫　辻田通江　乾春江　御内良彦　阿尾芳彰　辻本重夫　藤野義夫　中林伊三雄
上野山欣一　辻田帶三郎　本多淳子　清水弘子　西中孝雄　岡康子　池上修治　上田勝徳　前田貞義　仲見正恵　木原ユキノ　太城ちよ　天道雅也　吉岡英五郎　平岡　木田益雄　田植良治　飯尾嚴夫　藤村利樹

融資案内

申込は八月末

商工課では、例年通り中小企業の互助会融資を行います。この資金を貸りることができる事業所は当市に事業所または営業所を有し、真面目に同一の事業を一年以上引続いて経営している中小企業者であり、資本の額または出資の総額が百万円以下、常時使用する従業員の数が十人（商業または サービス業では五人）以下の法人及び個人となつています。

融資金額は、一件につき五・十・十五・二十万円の四種で、日歩二戔六厘の金利、保証料は日歩四厘五毛。金融機関は大和銀行八尾支店、融資期間は九カ月で運転資金または設備資金に使用するもの条件として❶初回の融資金額は十万円以下、❷保証協会で代位弁済中のもの及び金融機関において過去三カ年以内に不渡処分をうけたものは除く、❸事業所を管轄する府税事務所長の発行する事業税に関する納税証明書が必要。申込者は八月末までに商工課（市役所内）へおいで下さい。貸出は九月五日の予定です。

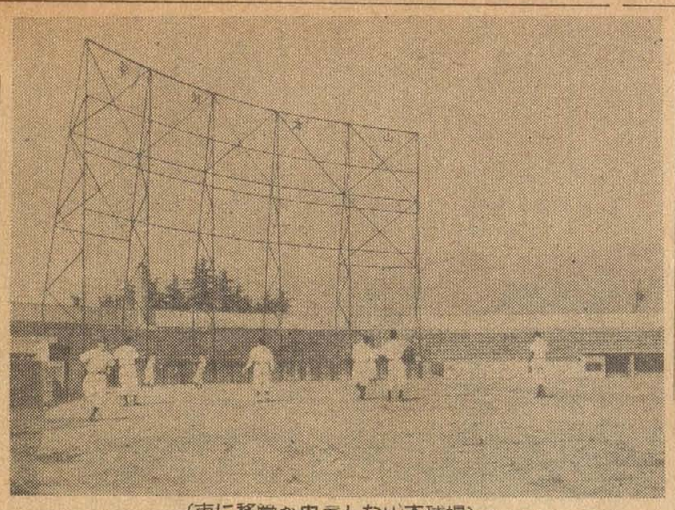

（市に移管か内定した山本球場）

事業計画

目的	実施事項
社会情勢の推移と青少年の実態等を考慮し、市民の憂情と自覚に基く実践活動により青少年の蓄積を促し、自主的な問題の解決と自らを育成するよう指導の強化を計り、本来の目的達成に努力を傾注せんとするものである。	
類別	
目標	
生活指導	○講師の派遣による青年講座等を勧奨し健全なる人生観、世界観の養成 ○思想的に悩む青少年に対し委員を中心とする相談指導 ○スポーツの奨励によりスポーツマンシップの高揚 ○動植物採集等自然観察を行うクラブの育成 ○郷土文化の研究の奨励 ○ボーイスカウト、子供会等の設立育成 ○生徒会、子供会等の社会奉仕活動の参加奨勧
文化財の保存	○優良図書、推薦映画の啓発周知と観賞実施 ○公民館等の図書活用 ○不良文化財の害悪周知 ○生活会、青年団、子供会等の団体を通じて不良文化財排除運動の展開 ○家庭より不良文化財の追放の徹底 ○覚醒剤の撲滅の徹底 ○社会施設等の見学
文化財の推進	○不良文化財の普及 ○就学長期欠席の解消運動展開 ○隣人愛による助け合い運動の展開 ○保健衛生思想の普及と実践生活 ○社会上の無駄と虚礼廃止 ○家庭生活の合理化 ○礼儀作法の高揚と実践運動 ○時間の励行
家庭教育の振興	一、家庭における青少年問題の解決 二、家庭の新生活運動の推進

事業計画の実施事項

本田秀治　中村昌子
中谷健一郎　向井栄次郎
徳永啓子　梅村糸枝
橋本トミ　田村変全包　青木武夫　小笠原正　松下益次郎　駒沢通男　中谷敏男
浅井三定　塩田美代子　阿部富三郎　寺前敬子　池田一雄　森植村清　深江市太郎　結城公一郎
（以上六二名）

8月25日は

市民税2期分の納期限です。3期分、4期分を一括して納めていただきますと前期報奨金をその場でお払いしますから印鑑をご持参下さい。